

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
24	寄附金税額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

弘前市は、寄附金税額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

弘前市長

公表日

令和7年3月4日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	寄附金税額控除に係る申告特例（ふるさと納税ワンストップ特例）に関する事務
②事務の概要	寄附金税額控除に係る申告特例（ふるさと納税ワンストップ特例）の適用を希望するもの（以下、「申請者」という。）が提出する申告特例申請書を収受・保管し申請者の居住する住所地の市区町村長へ申告特例申請情報を通知する。 具体的な事務内容は以下のとおり。 ①申告特例の求めに係る申請書の受理、応答、保管 ②申告内容の変更の届出に係る書類の受理、応答、保管 ③申告特例を求めた者の住所地の市区町村に対する申告特例通知書の作成、送付
③システムの名称	ふるさと納税管理システム、eLTAX
2. 特定個人情報ファイル名	
ふるさと納税ワンストップ特例申請者一覧	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、「番号法」という。）第9条第1項及び別表24の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施しない]
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	財務部 市民税課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	弘前市 企画部 法務文書課 法務文書係 〒036-8551 弘前市大字上白銀町1番地1 TEL 0172-40-0205 FAX 0172-35-7956

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	弘前市 財務部 市民税課 市民税第二・第三係 〒036-8551 弘前市大字上白銀町1番地1 TEL 0172-40-7025・40-7026 FAX 0172-35-7956
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年11月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年11月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
		[] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録の際には、本人からの取得を厳守している。また、特定個人情報を含む書類等は施錠された書棚等へ保管するほか、データの受渡しについてはパスワード付きUSBを用いて行うなど、入手から保管・廃棄のプロセスで人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 ☐	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報を含む個人情報の不正な使用等がないようそれらの情報の取扱いについて定めた特記事項を遵守することを業務受託の要件の一つとしており、現状の体制についても下記のようになっていることから、対策は十分であると考ええる。 ・特定個人情報は閉域網内のシステムでのみ保持 ・当該システムのID及びパスワードによる利用者制限、操作記録の保存 ・特定個人情報が記載された書類は施錠された書棚で保管 ・執務室のICカード認証ロック、防犯カメラによる入退出管理	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月4日	I 関連情報 1中 ③システムの名称	ふるさと納税管理システム、AI-OCR受容システム、エクセルファイル管理システム、eLTAX	ふるさと納税管理システム、eLTAX	事後	
令和7年3月4日	I 関連情報 3中 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、「番号法」という。）第9条第1項（利用範囲）及び別表第一の16の項 ※16の項下欄内に示す主務省令 平成26年内閣府・総務省令第5号「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令」第16条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、「番号法」という。）第9条第1項及び別表24の項	事後	
令和7年3月4日	IV リスク対策 4中		十分である	事後	新規追加
令和7年3月4日	IV リスク対策 7中		十分である	事後	新規追加
令和7年3月4日	IV リスク対策 8中 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か		十分である	事後	新規追加
令和7年3月4日	IV リスク対策 8中 判断の根拠		マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録の際には、本人からの取得を厳守している。また、特定個人情報を含む書類等は施錠された書棚等へ保管するほか、データの受渡しについてはパスワード付きUSBを用いて行うなど、入手から保管・廃棄のプロセスで人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。	事後	新規追加
令和7年3月4日	IV リスク対策 11中 最も優先度が高いと考えられる対策		4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策	事後	新規追加
令和7年3月4日	IV リスク対策 11中 当該対策は十分か【再掲】		十分である	事後	新規追加

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月4日	IV リスク対策 11中 判断の根拠		特定個人情報を含む個人情報の不正な使用等がないようそれらの情報の取扱いについて定めた特記事項を遵守することを業務受託の要件の一つとしており、現状の体制についても下記のようにになっていることから、対策は十分であると考え。 ・特定個人情報は閉域網内のシステムでのみ保持 ・当該システムのID及びパスワードによる利用者制限、操作記録の保存 ・特定個人情報が記載された書類は施錠された書棚で保管 ・執務室のICカード認証ロック、防犯カメラによる入退出管理	事後	新規追加